

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和四年六月八日から適用する。

令和四年六月七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後				改正前			
別表 第1部～第6部 (略)				別表 第1部～第6部 (略) (新設)			
<u>第7部 追 補 (3)</u>							
<u>内 用 薬</u>							
	<u>品 名</u>		<u>規 格 単 位</u>			<u>薬 価</u>	
						円	
	<u>(ほ)</u>						
	ボカブリア錠30mg		30mg 1錠			3,541.60	
<u>注 射 薬</u>							
	<u>品 名</u>		<u>規 格 単 位</u>			<u>薬 価</u>	
						円	
	<u>(ほ)</u>						
	ボカブリア水懸筋注400mg		400mg 2mL 1瓶			176,458	
	ボカブリア水懸筋注600mg		600mg 3mL 1瓶			253,850	
	<u>(り)</u>						
	リカムビス水懸筋注600mg		600mg 2mL 1瓶			90,582	
	リカムビス水懸筋注900mg		900mg 3mL 1瓶			130,310	